

合同労組

『日本労働研究雑誌』編集委員会

「合同労組」と聞いて、すぐにその姿を明確に描くことができる人は決して多くはないであろう。日本の労働組合と言えば、歴史的に見ても、また現在においても、企業別労働組合が中心的存在であり、それについての研究は枚挙に暇がない。それに比べ、合同労組は多様であることもあって、その全体像はなかなか我々に伝わってこない。

しかし、昨今、労働委員会で取り扱う事件のうち、合同労組関係が約3分の2を占めており、相応の社会的役割を果たしているのもまた事実である。合同労組の厳密な定義は各論文に委ねるが、その特徴を一言で述べると、「特定の地域を基盤とした、個人加盟が可能な労働組合」であろう。戦後、55年体制の確定期頃から中小企業の労働者を中心として活発な活動が展開された。その後、労働運動全般が衰退するとともに、その活動は下火になるが、1980年代から再びコミュニティユニオンという形で社会の表舞台に立つことになる。企業別労働組合では組合員資格を持つことが難しかったパートタイマーや管理職が組織化され、その活動が目されたことは記憶に新しい。

企業別労働組合が中心の日本において、合同労組の役割や意義について正面から検討されることは少ない。そこで、本特集は、今日様々な労働問題に対し重要な活動を展開している合同労組について、その姿を多面的に明らかにしようとするものである。呉論文では、総論として今日の合同労組の現状を明確にし、次の松井氏インタビューでは、合同労組の戦後の生成期における活動内容と、歴史的役割を明らかにしようとしたものである。そして、最後の道幸論文では、法学的アプローチによって合同労組の課題を浮き彫りにしようとした。以前の合同労組と今日のコミュニティユニオンを、同じ「合同労組」として分類することに違和感を覚えるとの声もあるが、労働委員会で「合同労組」としていること、また企業別労働組合に対して性格を大きく異にし、先の共通の特徴を持っていることから、本特集ではいずれも合同労組として分析対象としたい。ここに、各論文の内容を簡単に紹介しておこう。

最初の呉論文では、本特集の総論として、合同労組の定義ならびにその歴史的変遷がまとめられている。また、近年いくつかの特徴ある合同労組に対し実施した実態調査をもとに、現在の組合員や財政の状況、活

動内容等現状を具体的に明らかにし、合同労組の今日的存在意義を論じている。そして、今後の発展には、政労使とも取り組むべき課題があり、政府は公的支援、使用者は労使コミュニケーションへの積極的な取り組み、また合同労組自身は組合間の交流が必要であると指摘している。

次は、戦後の合同労組の創始者である松井保彦氏の当時の組合活動の実態に関するインタビューである。現在、全国一般東京一般労働組合会長である松井氏は、1960年代いくつもの労働組合を創設し、中小企業を中心に不当な労働条件のもと働く多くの労働者の労働条件改善、生活向上に多大な成果を収めてきた。当時の活動の様子を直接伺うことによって、組合活動における信念や苦勞、そこに展開される諸問題を赤裸々に明らかにすることを試みた。当時と時代背景は大きく異なるものの、そこには現在求められている労働運動、労働組合のあり方に関するヒントがいくつもあったと思われる。

最後の道幸論文は、合同労組に関する法的課題を論じているものである。団交が拒否されるいわゆる「駆け込み訴え」等々の事例を取り上げ、それらに関する法律問題の検討が詳細に行われている。そして、企業別労働組合を中心に据えた日本のルールにおいて、企業の枠を超えて形成される合同労組は、団交等において様々な齟齬を発生させていることを指摘し、使用者概念等、現行の労働法における諸概念に係る問題を提起している。

社会変化の中で合同労組はその姿を変化させており、また現在も様々なタイプが存在していて、これらの論文のみをもって、合同労組の全体像を把握することは難しいであろう。しかし、日本の中心的存在である企業別労働組合の活動から抜け落ちる諸々の労働問題にメスを入れるという活動は、今も昔も、またどの合同労組にも共通していた。雇用のあり方が大きく変容し、これまでの労使関係の枠組みでは対応の難しい新たな問題が多数発生している今日、合同労組の役割・意義を改めて考え、労使関係を問い直すことも必要なのではないだろうか。今回の特集が、その一助となることを期待する。

責任編集 戎野淑子・小倉一哉・佐野嘉秀
(解題執筆：戎野淑子)